

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社博報堂	東京都港区赤坂5-3-1

### 2 指名停止措置期間

令和5年3月6日～令和5年12月5日（9ヵ月）

### 3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する業務

### 4 事実概要

公正取引委員会は、令和5年2月28日に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合事件について、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、(株)博報堂を検事総長に告発し、同日、東京地方検察庁特別捜査部は(株)博報堂を起訴した。

### 5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等の契約に係る指名停止等について」において準用する「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第5号（独占禁止法違反行為）及び第15号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第5号及び第15号

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 官庁営繕部が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。 (不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内  当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内